

後進地域にも工場地帯を……

先日、低開発地域工業開発促進法による熊本県の指定が内定したということをききましたが、これはどんな目的でつくられたどんな法律なんですか？

「広報くまもと」が皆さんの手元にわたる頃には、すでに申請していた有明地区と熊本地区的指定が確定していると思いますが、まずこの法律のことからお話ししましよう。

最近の日本経済のめざましい経済成長の主役をつとめたのは、京浜、阪神、名古屋、北九州を中心とする四大工業地帯の重化学工業なのです。工場がどんどん立ち、人がたくさん集つてくるとこれを入れる器である都市がふくれ上りますが、四大工業地帯が消化不良になつてているのです。一方、これらの先進地域と、農林水産業を主な産業とする後進地域との間において、地域間の経済水準のひらき（地域格差）がだんだん大きくなつてきました。たとえば、一人当たりの熊本県民所得は一人当たりの国民所得に対して、昭和三十年には八三・七%であつたものが、昭和三十五年には七〇・六%と低くなっています。

工業開発への道



で、政府が進めている国民所得倍増計画（昭和三十五年十一月）の目標はなかなか達成できそうにもありません。

そこで、新しい工場はなるべく四大工業地帯を避けて地方を持つて行き、新しいうすれば、四大工業地帯の負担は軽くなり、地方では、工場が建つと産業がおこる工业地帯をつくる必要があります。そ

り、人が雇われ、所得もふえることになります。その結果、先進地域も後進地域も全体がバランスのとれたかたちとなつて、国民経済の一層の発展が期待されるわけです。

このような考え方で、国や都道府県、市町村などの地方公共団体が後進地域に工場を誘致しやすいように、また新しい方法を始めたのがこの「低開発地域工業開発促進法」なのです。

「低開発地域」と「工業開発」

この促進法のあらまし

よくわかりました。ところでこの法律ではどんなことをきめているのですか。

この法律は、すでに昨年末の臨時国会で成立し、十一月十三日に公布施行されました。その名前の通り、低開発地域の工業開発を進めるによって、所得や雇用をふやして、先進地域との地域格差を縮めて、国民経済のバランスのとれた発展に役立つことを目的としています。

低開発地域工業開発とは、まず、低開発地域、ということですが、これは産業の開発の程度が低くて、経済の発展が伸びなやんではいる地域をいいます。大体四大工業地帯とその周りの地域、これらの地域を結ぶ太平洋、瀬戸内海沿

岸の本土は除かれるものと考えられますので、本県の場合はこの低開発地域に入れるわけです。次に低開発地域工業開発地区（開発地区）というのですが、これは低開発地区の中で、その地区の工業開発が低開発地区的工業の開発に役立つような条件を持つており、その工業開発がそのままの地域に広く及ぶことが期待されるような地区をいいます。

開発地区の二つの条件

この開発地区は、大体数市町村を一地区として指定されるのですが、指定を受けるためには、次のようないくつかの条件があります。
(1) 工業用地、工業用水、労働力を確保しやすく、道路、港湾その他の輸送施設を整備することが容易であること。
(2) 開発地区に市が含まれる場合は、そ

恩典の多い開発地区

では、指定を受けた開発地区にはどんな恩典があるのでしょうか。

減価償却の特例

これは大事なことですね。ますます減価償却の特例があります。

これは開発地区内において製造の事業（サービス業などは該当しません）のために使用する設備が新增設された場合、その開発地区内の雇用の増大に役立つと認められるときは、設備の新增設に伴ない、新たに取得、製作、建築された機械、装置、工場用の建物については、租税特別措置法の定めるところによつて、特別償却を行なうことができます。

この特別償却は、通常の減価償却割り増しの償却を認めて、損金や必要経費の算入をふやして、新しくできた工場の所得税、法人税を軽くすることができます。この措置が講ぜられるのは開発地区的指定

の日から五年間です。

地方税の免除なども

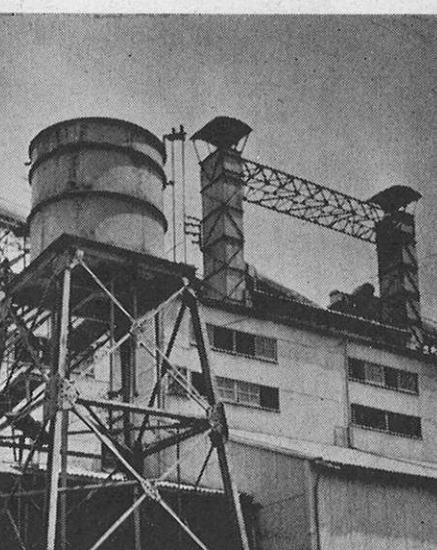
また、地方税についての措置があります。これは地方公共団体が、工場が誘致されやすいように、開発地区内に設備を新增設した場合、事業税、不動産取得税固定資産税を課税しません。

又、標準以下の少い課税をした場合、（不均一課税は、それだけ地方公共団体の税収が少くなるので、国が地方公共団体の財源不足を埋めるため、国庫から交付する地方交付税交付金で補なうことになつています。

なお、これらの措置は、事業税、固定資産税については、課税免除、又は不均一課税がなされた最初の年度以降三年度に限ります。

資金や施設への配慮

次に工場の新增設には、相当の資金を



ありますか。

その他の特典

工場用地の確保等については、農地を工業用地に転用する必要があります。そのため農地法その他の法律と関係が生じてくるので、国の行政機関の長または都道府県知事は、農地法その他の法律の規定による認可や、その他の処分を求められたときは、開発地区内の工業開発が促進されるよう配慮することになつて

います。

低開発地域工業開発促進法も新産業都市建設促進法も最終的には大都市への過度集中防止、地域格差是正、雇用の安定増大をはかつて国民経済がバランスのとれた発展をとげることをねらいとしています。

低開発地域工業開発促進法が、工場誘致を促進するよう税制金融面の援助措置に重点をおいているのに対し、新産業都市建設促進法は、その目的の中に「産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発の中核となるべき新産業都市の建設を促進」というたわぬ、道路、港湾、工業用水道等の産業

の市の経済水準が低いこと。
つまり農林水産業の就業者数の割合が高く（就業者総数の三八%をこえること）、鉱業、建設業、製造業の就業者数の割合が低いこと（就業者総数の二五%に満たないこと）。また市の財政力が高くないこと。
このような要件を満たしている地区について、指定申請が行なわれるわけです。都道府県知事は、関係市町村長の意見を

か。

答
これは大事なことですね。ますます減価償却の特例があります。

これは開発地区内において製造の事業（サービス業などは該当しません）のために使用する設備が新增設された場合、その開発地区内の雇用の増大に役立つと認められるときは、設備の新增設に伴ない、新たに取得、製作、建築された機械、装置、工場用の建物については、租税特別措置法の定めるところによつて、特別償却を行なうことができます。

この特別償却は、通常の減価償却割り増しの償却を認めて、損金や必要経費の算入をふやして、新しくできた工場の所得税、法人税を軽くすることができます。この措置が講ぜられるのは開発地区的指定

か。

答
では、指定を受けた開発地区にはどんな恩典があるのでしょうか。

答
これは大事なことですね。ますます減価償却の特例があります。

これは開発地区内において製造の事業（サービス業などは該当しません）のために使用する設備が新增設された場合、その開発地区内の雇用の増大に役立つと認められるときは、設備の新增設に伴ない、新たに取得、製作、建築された機械、装置、工場用の建物については、租税特別措置法の定めるところによつて、特別償却を行なうことができます。

この特別償却は、通常の減価償却割り増しの償却を認めて、損金や必要経費の算入をふやして、新しくできた工場の所得税、法人税を軽くすることができます。この措置が講ぜられるのは開発地区的指定

か。

答
では、指定を受けた開発地区にはどんな恩典があるのでしょうか